

議案第十二号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め  
る。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二條町長補助機関の項中「九七人」を「一〇〇人」に、「内一人」を「内三人」に改め、同條合計の項中「一五六人」を「一五九人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。